

確 約 書

Athos Asia Event Driven Master Fund（以下「甲」という。）及び株式会社A C S L（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2025 年 9 月 22 日割当予定の乙株式 523,600 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2025 年 9 月 22 日から 2 年間に
いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の
氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、
乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ち
に、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公
衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、
法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書
面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第
2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して
乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、
これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証
がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2025 年 9 月 22 日

甲（住 所） PO Box309, Ugland House South Church Street, George Town,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands

（名 称） Athos Asia Event Driven Master Fund

（代表者名） Hitesh Uttam; Authorised Signatory

Signed by:

3339AB9D24734EA...

乙（住 所）東京都江戸川区臨海町三丁目 6 番 4 号 2 階
（名 称）株式会社 A C S L
（代表者名）代表取締役 早川 研介

Signed by:
早川 研介
F82C878CC2924FE...